

トラック運転者の健康診断（脳ドック）診断助成金交付要領

（公社）福島県トラック協会

1. 目 的

公益社団法人福島県トラック協会（以下「協会」という。）の、協会会員事業者（以下「会員」という。）、協会未加入事業者（以下「非会員」という。）が行ったトラック運転者の健康診断（脳ドック）に対し、その費用の一部を助成することとし、運転者の脳血管障害による事故を未然に防止し、交通安全対策に資することを目的とする。

2. 助成対象者

助成対象者は、福島県内会員（支店、営業所等含む）に勤務する55歳以上の運転者とする。

入会后6ヶ月以上経過した会員で、会費の未納がないこと。

非会員はGマーク認定事業者とする。

ただし、年度内1事業者5人を上限とする。

3. 助成対象検査

助成の対象となる検査は、MR検査（頭部MRIと頭部MRA撮影）とする。

ただし、保険診療のMR検査は助成対象としない。

4. 助成実施期間及び実施時期

平成29年4月1日より平成30年2月28日。

ただし、予算額に達した場合、その時点で終了とする。

5. 助成予算額

2,000,000円

6. 助 成 金 額

交付に対する助成金は、受診者一人に対し、年1回10,000円を上限とする。

ただし、10,000円未満の場合は、その額とする。

7. 助成金の請求

会員、非会員は、「トラック運転者に対する健康診断(脳ドック)助成金交付申請書」に検査・医療機関の検査費用明細書及び領収書の写しを添付して協会に提出する。

ただし、検査費用明細書がない場合、検査結果の写しを添付すること。

8. 提出期限

助成金交付申請書の提出期限を平成30年2月28日までとする。

9. 助成金の交付

協会は、助成金交付申請書等の内容を審査し、適正と認めるときは、申請者に対して助成金を交付する。

10. 実 施 日

平成29年4月1日から実施する。